

墨田区長等の退職手当に関する条例

昭和 3 4 年 7 月 1 4 日

条例第 1 0 号

( 目的 )

第 1 条 この条例は、墨田区長、副区長及び教育委員会教育長(以下「区長等」という。)の退職手当について必要な事項を定めることを目的とする。

( 退職手当の支給 )

第 2 条 退職手当は、区長等が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合にはその遺族)に支給する。区長等が任期満了により退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び区長等となったときも、また同様とする。

( 普通退職の場合の退職手当の額 )

第 3 条 退職手当の額は、退職の日における給料月額に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。

区長 勤続期間 1 年につき 1 0 0 分の 3 4 0

副区長 同 1 0 0 分の 2 7 0

教育長 同 1 0 0 分の 2 1 0

( 負傷、疾病、死亡等による退職の場合の退職手当の額 )

第 4 条 特別区雇傭員の退職年金及び退職一時金等に関する条例(昭和 3 0 年特別区人事事務組合条例第 4 号)別表第 1 号表に定める程度の負傷、疾病によりその職に堪えず退職した者、死亡により退職した者及び非違によることなく勸奨を受けて退職した者に対する退職手当の額は、前条の規定により計算した額に 1 0 0 分の 1 5 0 を乗じて得た額とする。

( 整理退職の場合の退職手当 )

第 5 条 法令又は条例の改廃により、その意に反し退職した者に対する退職手当の額は、第 3 条の規定により計算した額に 1 0 0 分の 1 8 0 を乗じて得た額とする。

( 非違により勸奨を受けて退職した者に対する退職手当 )

第 6 条 区長等が非違により勸奨を受けて退職した場合においては、第 3 条の規定により計算した額に 1 0 0 分の 5 0 を乗じて得た額をもってその者の退

職手当の額とする。

(その他)

第7条 第2条の規定による遺族の範囲及びその退職手当を受ける順位、遺族からの排除、勤続期間の計算、退職手当の支給制限、刑事事件に関し退職した場合等の退職手当の取扱い、退職手当の支給の一時差止め、退職手当の返納その他退職手当の支給に関しては、墨田区の一般職の職員について定められているものの例による。

付 則 (平成25年7月4日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。